

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成 25 年度
計画改定年度	平成 26 年度 平成 28 年度 平成 30 年度 令和元年度 令和 4 年度
計画主体	長岡市

長岡市鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名

所在地

電話番号

FAX番号

メールアドレス

農林水産部鳥獣被害対策課

新潟県長岡市大手通2丁目2番地6

0258-39-2348

0258-39-2284

choju@city.nagaoka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	スズメ・カラス類・カモ類・サギ類・カワウ・ツキノワグマ イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・タヌキ・ハクビシン アライグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	長岡市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積 (a)	被害金額 (千円)
スズメ	水稲	18	248
カラス類	水稲	6	74
	豆類	8	36
	飼料作物	10	12
	野菜	3	8
カモ類	水稲	53	733
	野菜	188	8,681
サギ類 (※1)	水稲	15	211
	アユ・ウグイ・コイ・フナ (信濃川水系・漁業権魚種)	—	3,636
カワウ (※1)	アユ・ウグイ・コイ・フナ (信濃川水系・漁業権魚種)	—	9,257
ツキノワグマ	—	被害数値は不明	
イノシシ	水稲	1,766	24,508
	豆類	65	156
	雑穀	130	293
	いも類	12	528
ニホンザル	豆類	49	422
	果樹	3	5
	飼料作物	10	30
	野菜	126	2,110
	いも類	55	542
ニホンジカ (※2)	水稲	0 (H30) 107	0 (H30) 173
タヌキ	果樹	22	41
	飼料作物	30	12
	野菜	21	355

ハクビシン	果樹	12	360
	飼料作物	1	4
	野菜	39	55
アライグマ	—	被害数値は不明	
合計		2,642	52,317

※1 サギ類、カワウによるアユ等の被害数値は令和3年度の値を用いる。

※2 令和元・2年度はニホンジカによる被害情報がなかったが、捕獲数が増加傾向にあり生息密度の上昇が懸念されるため、平成30年度の被害数値を併記する。

(2) 被害の傾向

○農作物等被害

鳥獣の種類	主な生息状況	被害の傾向	
		品目	時期・場所・増減など
スズメ	市全域	水稻	出穂後に食い荒らし被害が発生。
カラス類	市全域	水稻	田植え後の踏み荒らし被害が発生。
		豆類	夏から秋に食い荒らし被害が発生。
		飼料作物	食い荒らし被害が発生。
		野菜	春から秋に食い荒らし被害が発生。
カモ類	市全域	水稻	踏み荒らし、食い荒らし被害が発生。
		野菜	中之島地域で、主に冬から春にレンコンの食害が発生。
サギ類	市全域	水稻	田植え後の踏み荒らし被害が発生。
		アユ ウグイ コイ フナ	信濃川水系で、春から秋にかけ食害が発生。
		アユ ウグイ コイ フナ	信濃川水系で、春から秋にかけ食害が発生。
ツキノワグマ	栃尾・長岡 川口・山古志 小国・越路	—	錦鯉養殖用の給餌機が破損される被害が発生。
イノシシ	市全域	水稻	水稻の踏み荒らし、食害、水田内でのぬたうち及び畦畔の掘り起こし被害が発生。生息域が北上し、被害地域が拡大している。
		豆類 雑穀 いも類	食い荒らし被害が発生。

ニホンザル	栃尾・山古志	豆類 果樹 飼料作物 野菜 いも類	春から秋に食い荒らし被害が発生。 群れの活動域が広がり、被害地域が拡大している。
ニホンジカ	市全域	水稻	食い荒らし、踏み荒らし被害が発生。
タヌキ ハクビシン	市全域	果樹 飼料作物 野菜	食い荒らし被害が発生。
アライグマ	—	—	被害は今の所確認されていないが、 農作物等への被害及び生態系への影響 が懸念される。

○人身被害

鳥獣の種類	主な生息状況	被害の傾向	
		時期・場所・増減など	
ツキノワグマ	栃尾・長岡 川口・山古志 小国・越路	春から秋にかけて、中山間地域及び平野部に出没する。特に堅果類の凶作年は、秋に人里付近への出没が増加し、人身被害の発生がある。	
イノシシ	市全域	生息域の拡大に伴い、中山間地域及び平野部に出没する。特に水稻の出穂時期及び積雪量の多い年に人里付近への出没が増加し、人身被害の発生が懸念される。	
ニホンザル	栃尾・山古志	春から秋にかけて、中山間地域及び平野部に出没する。特に夏野菜の収穫時期と降雪前に人里付近への出没が増加し、人身被害の発生が懸念される。	
ニホンジカ	市全域	生息域の拡大に伴い、中山間地域だけでなく平野部にも出没することがある。人身被害の発生が懸念される。	
アライグマ	寺泊・川口	生息域の拡大に伴い、人里付近に出没することがある。人身被害の発生が懸念される。	

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	品目	現状値 (令和2年度)		目標値 (令和6年度)	
		被害面積(a)	被害金額(千円)	被害面積(a)	被害金額(千円)
スズメ	水稻	18	248	16	223
カラス類	水稻	6	74	5	67
	豆類	8	36	7	32
	飼料作物	10	12	9	11
	野菜	3	8	3	7

カモ類	水稲	53	733	48	660
	野菜	188	8,681	169	7,813
サギ類 (※1)	水稲	15	211	14	190
	アユ・ウグイ・フナ・コイ (信濃川水系・漁業権魚種)	—	3,636	—	3,272
カワウ (※1)	アユ・ウグイ・フナ・コイ (信濃川水系・漁業権魚種)	—	9,257	—	6,480
ツキノワグマ	—	被害数値は不明			
イノシシ	水稲	1,766	24,508	1,589	22,057
	豆類	65	156	59	140
	雑穀	130	293	117	264
	いも類	12	528	11	475
ニホンザル	豆類	49	422	44	380
	果樹	3	5	3	5
	飼料作物	10	30	9	27
	野菜	126	2,110	113	1,899
	いも類	55	542	50	488
ニホンジカ (※2)	水稲	107	173	96	156
タヌキ	果樹	22	41	20	37
	飼料作物	30	12	27	11
	野菜	21	355	19	320
ハクビシン	果樹	12	360	11	324
	飼料作物	1	4	1	4
	野菜	39	55	35	50
アライグマ	—	被害数値は不明			
合計		2,749	52,490	2,475	45,392

※1 サギ類、カワウによるアユ等の現状値は令和3年度の値を用いる。

※2 ニホンジカによる現状値は平成30年度の値を用いる。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【農作物等被害・人身被害共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）による有害捕獲 ・ 捕獲した個体は、土中埋設、自己処分又は焼却施設による焼却等、適性に処理 ・ 実施隊への物品の貸与 <ul style="list-style-type: none"> (i) 実施隊用被服 (ii) くくりわな等捕獲器具 (iii) センサーカメラ (iv) デジタル簡易無線機 <p>【農作物等被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 魚沼漁業協同組合から猟友会への銃器による捕獲活動の委託（信濃川流域） <p>【人身被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ツキノワグマやイノシシによる人身被害の発生が懸念される場合は、実施隊による銃器、わなでの捕獲や資機材による追い払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる捕獲者の高齢化 ・ 捕獲者の担い手不足の懸念 ・ 農業従事者が主体となる捕獲体制の構築 ・ 捕獲に要する経費の増大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地周辺での出没増加に伴う対応等に要する経費の増大 ・ 住宅密集地の緊急捕獲、追払い対応
防護柵の設置等に関する取組	<p>【農作物等被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害発生農地（集落単位）に設置する電気柵の貸与 ・ 電気柵設置・安全管理に関する現地研修会の開催 ・ 集落ぐるみでのロケット花火による追い払い ・ 個人による忌避具の設置 ・ 個人による防鳥網、防鳥糸の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落主体での電気柵設置による対策への機運の醸成 ・ 電気柵の効果的な設置方法の指導と適切な維持管理

<p>その他の取組</p> <p>生息環境管理</p>	<p>【人身被害・農作物等被害共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落向けの学習会を通して鳥獣の習性、被害防止技術等の知識を普及 ・ 広報誌等の情報媒体を活用し、クマ、イノシシの生態や誘引しないための方策、遭遇した時の対処法等を周知 ・ 放任果樹の伐採の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落の合意形成による被害防止対策への理解 ・ 出没抑制効果を高めるため、誘引物となる放任果樹、収穫残渣の除去等の周知 ・ 集落内での高齢化による、放任果樹の伐採などへの対策の担い手確保
-----------------------------	---	--

(5) 今後の取組方針

<p>捕獲等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施隊による被害の発生状況等に応じた計画的かつ即応的な有害捕獲を展開することにより、被害防止に向けた効果促進を図る。 ・ 新入隊員をはじめ、実施隊員のわな捕獲技術の向上を図るため、新潟県が実施する研修会へ派遣するとともに、市主催で、実施隊員に求められる法令遵守の徹底とわな設置技術に関する基礎的な技能の習得するための研修を実施する。 ・ 有害鳥獣捕獲の担い手を確保するため、「新潟県有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業」を活用し、第一種銃猟免許や猟銃の所持許可の新規取得に要する経費を支援するとともに、市単独の狩猟免許取得補助金（「長岡市有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業」）を活用し、わな猟免許、網猟免許、市内猟友会への新規入会に要する経費を支援し、農業者等の狩猟免許の取得促進を図る。 ・ 電気柵付近での捕獲圧を高めるため、実施隊による重点的なわな捕獲を実施する。 ・ 狩猟免許を有する農業従事者等が集落で主体的に実施する有害捕獲について、捕獲した場合の止め刺しを実施隊員が協力して行うサポート体制の構築を支援する。 ・ ICT技術を活用した鳥獣の生息状況の把握と、効果的な捕獲に繋げるための生息、生態データの収集及び分析を行う。 ・ ニホンザルの個体群管理について、テレメトリー調査及びGPS首輪の導入により個体数を把握し、大型檻を活用した捕獲を行う。また専門家により、個体群に与える影響等、事業の効果検証を行う。 ・ カワウの個体群管理について、個体群の拡散を抑制するため、信濃川水系の近隣自治体、県、漁協等関係団体と連携し、広域的に取り組む。
------------------	---

防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 集落が主体となって、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカの農地への侵入を防止するため、被害が発生または発生の恐れがある農地に電気柵を設置する。 農地への侵入防止効果を普及、持続させるため、集落等の団体または個人への電気柵の購入を支援する。 電気柵の侵入防止効果を発揮させるため、電気柵の適正な設置及び管理方法に関する研修会を開催する。 集落付近に出没する鳥獣の忌避、追い払いに要する経費を支援する。(爆音機、忌避剤、テグス、網、モデルガンなど)
その他の環境管理、取組	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣が出没しにくい環境づくりに向けた集落等の主体的な取組を支援するため、有害鳥獣の生態等の情報を広く集落等に浸透させる。 クマやイノシシ等を集落内に誘引する不要果樹の伐採や、人と野生動物の生活圏を緩衝帯整備によって棲み分けるなど、環境整備に要する経費を支援する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

従事者	取組内容・役割
実施隊	<ul style="list-style-type: none"> 市内猟友会から任命 銃器を使用した捕獲及びわなの設置等を行う
農業者等	<ul style="list-style-type: none"> わなによる捕獲、見回り 捕獲に関するサポート等を行う

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 27 年度～	—	長岡市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金 新たに狩猟免許を取得する者に対して、助成を行う
平成 28 年度～	イノシシ ニホンザル等	実施隊員に対して、わなの推進を図る研修会を行う
令和 4 年度～	イノシシ ニホンザル等	新規に入隊した実施隊員に対して、法令遵守、捕獲技術向上を図る講習会を行う

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
スズメ カラス類 サギ類 カモ類	市内各地域で農作物被害が発生していることを踏まえ、被害の増減状況に応じて有害捕獲を行う。

カワウ	<p>信濃川、魚野川、刈谷田川に多く飛来し、漁業権魚種への被害が発生している。</p> <p>新潟県カワウ管理計画（平成 30 年 3 月策定）及び信濃川水系カワウ対策検討会での検討を踏まえ、有害捕獲を行う。</p> <p>信濃川水系カワウ広域被害防止計画を踏まえ、近隣自治体と連携し、必要に応じた広域的な有害捕獲を行う。</p>
ツキノワグマ	<p>第三期新潟県ツキノワグマ管理計画を踏まえ、人身被害等の防止と安定的な地域個体群の保全を両立させるため、必要な有害捕獲のみを行う。</p>
ニホンザル	<p>群れの分裂と生息域の拡散を防ぐため、有害捕獲において、分裂の要因となる個体とそれ以外の個体を選別し、必要な措置を行う。</p>
イノシシ ニホンジカ	<p>市全域に生息し、個体数が増加傾向にあると考えられる。</p> <p>特に水稻に甚大な被害を及ぼし、また人身被害の発生が懸念されるため、捕獲圧を強化し有害捕獲を行う。</p>
アライグマ	<p>生息頭数の増加による被害の発生が懸念される。特定外来生物に指定されていることから、捕獲計画数に上限を設けず、生息頭数 0 を目指す。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等			主な捕獲手段
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
スズメ	50	50	50	銃器
カラス類	500	500	500	
カモ類	20	20	20	
サギ類	400	400	400	
カワウ	50	50	50	
ツキノワグマ	人身被害等の防止に必要な捕獲のみ行う。			
イノシシ	150	150	150	銃器及びわな
ニホンザル	75	75	75	わな
ニホンジカ	100	100	100	銃器及びわな
タヌキ	20	20	20	

ハクビシン	20	20	20	銃器及びわな
アライグマ	生息頭数0頭を目指して捕獲する。			

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>【イノシシ及びニホンジカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵を設置しているほ場周辺で、わなによる有害捕獲を行う。（6月頃～10月頃） ・農作物被害が懸念される山沿いで、わなによる有害捕獲を行う。（6月頃～10月頃） ・中山間地域で銃器による有害捕獲を行う。（1月頃～3月頃） <p>【ニホンザル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わなによる有害捕獲を行う。（4月頃～11月頃） <p>※銃器による捕獲は、ニホンザルの群れを分裂させ被害地域を拡大させる恐れがあるため、原則として実施しない。</p> <p>【鳥類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害時期にあわせて銃器による有害捕獲を行う。（4月頃～10月頃） <p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出没に応じ、有害捕獲を行う。

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>(必要性)</p> <p>当市におけるイノシシの生息域は、西山連峰を中心に広く分布している。被害地域の拡大を防ぐため、特に生息密度が増加している地域を重点に、個体数を減らす必要がある。</p> <p>(取組内容)</p> <p>積雪によりイノシシの痕跡を発見するのが容易な冬期に、長距離でも命中精度が高く、また威力のあるライフル銃を使用した有害捕獲を実施することで、個体数を減らす。</p> <p>(捕獲手段)</p> <p>ライフル銃による巻狩り《有害捕獲》</p> <p>(実施予定時期)</p> <p>1月頃～3月頃《残雪期》</p> <p>(捕獲予定場所)</p> <p>十分な積雪のある中山間地域 《長岡、越路、三島、小国、川口、栃尾等》</p>
--

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	電気柵（ほ場柵） 延長：6,070m	電気柵（ほ場柵） 延長：10,000m	電気柵（ほ場柵） 延長：10,000m
ニホンザル	—	電気柵（ほ場柵） 延長：3,000m	電気柵（ほ場柵） 延長：3,000m
ニホンジカ	—	電気柵（ほ場柵） 延長：3,000m	電気柵（ほ場柵） 延長：3,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による電気柵の管理、運営 ・ほ場周辺の草刈り ・電気柵周辺でのわなによる有害捕獲
ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による電気柵の管理、運営 ・地域住民による花火による追い払い ・放任果樹の除去

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度～	ツキノワグマ ニホンザル イノシシ 等	集落等にある不要となった果樹（カキ、クリ等）の伐採に係る費用を補助
令和4年度～	ツキノワグマ ニホンザル イノシシ 等	人里と里山とを隔てる緩衝帯整備に係る費用を補助

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

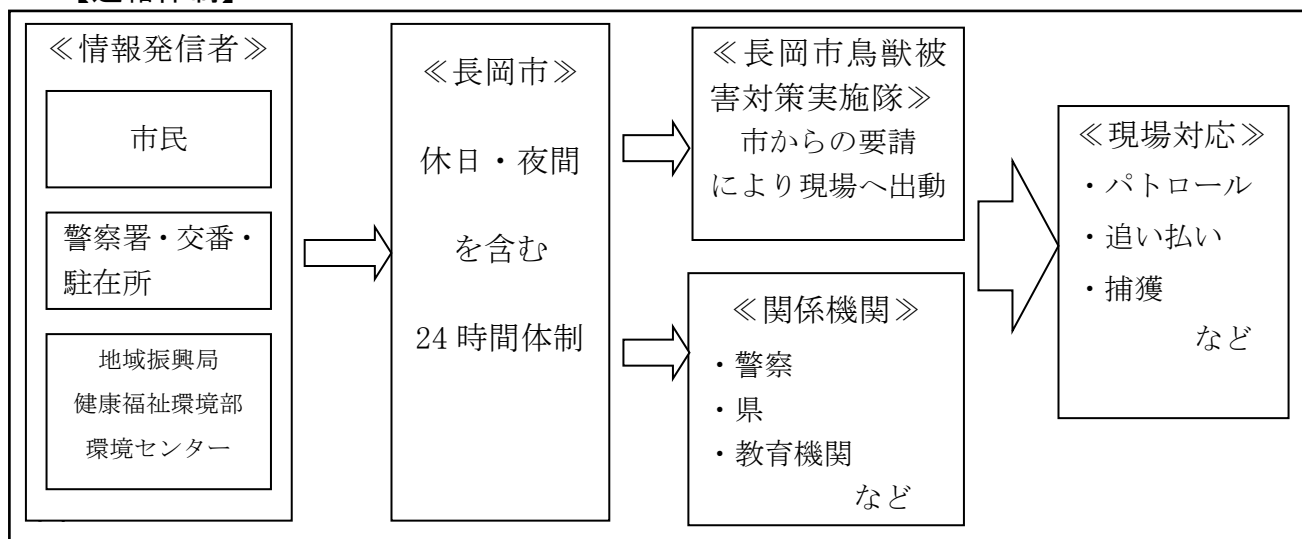
関係機関等の名称	役割
新潟県長岡地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興局管内の自治体、関係団体との調整 ・情報収集 ・助言 ・協力
新潟県警察 ※市内を管轄する各警察署 (長岡・与板・見附・柏崎・小千谷)	<ul style="list-style-type: none"> ・現場確認 ・注意喚起のためのパトロール ・住民の安全の確保 ・交通整理

長岡市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・現場確認 ・注意喚起のためのパトロール ・追い払い ・有害鳥獣捕獲 ・テレメトリー調査等の協力
長岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・現地確認 ・地域住民等への注意喚起 ・児童生徒の安全確保（教育委員会への情報提供） ・その他関係機関、団体、施設への連絡 ・注意喚起のためのパトロール ・実施隊への指示
長岡市鳥獣被害対策協議会 （人身被害防止対策部会）	<ul style="list-style-type: none"> ・市、地域振興局、警察、専門家、消防、実施隊で構成 ・役割分担の確認、連絡体制の強化 ・大型獣の出没を想定した対応訓練

（２）緊急時の連絡体制

下記の連絡体制により現場対応を行う

【連絡体制】



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・埋め立て処分
- ・適切な処理施設での焼却

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	活用方法の検討
ペットフード	活用方法の検討
皮革	活用方法の検討
その他（油脂、骨製品、角、製品、動物園等での屠体給餌、学術研究等）	学術研究への提供

(2) 処理加工施設の取組

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称：長岡市鳥獣被害対策協議会

構成機関	役割
農業協同組合	・農家組合を通じた農作物被害の把握及び対策情報発信
農業共済組合	・水稲共済に係る農作物被害状況及び被害防止関連情報の提供 ・ドローンを活用した個体数把握や農地の被害状況調査、冬期における有害捕獲（イノシシ、二ホンジカ）の空撮支援
漁業協同組合	・内水面漁業（信濃川流域）における被害の把握及び対策
新潟県猟友会長岡支部	・有害捕獲等の実施に関する助言等
長岡市 (協議会事務局)	・協議会の連絡及び調整 ・関係部署との連携に係る連絡及び調整 ・鳥獣被害対策実施隊への対策の依頼と実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新潟県長岡地域振興局	・鳥獣被害対策関連情報の提供及び指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 28 年 4 月 1 日に長岡市鳥獣被害対策実施隊を設置

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・将来的な鳥獣被害対策実施隊の体制維持
- ・地域に根差した捕獲の担い手を育成
- ・実施隊と地域（農業者）との連携による被害防止体制確立への支援

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・GPS首輪等の発信器を活用したニホンザルの広域的な群管理について、新潟県ニホンザル管理計画を踏まえ、県及び近隣自治体と連携して行えるよう検討する。
- ・カモによる中之島地域のレンコンほ場での食害被害対策について、県や大学、地元レンコン組合等と連携して、忌避のための音やレーザー照射などの有効性を検証する。